

○甲斐市立地適正化計画策定委員会設置条例

令和4年7月1日

条例第25号

甲斐市立地適正化計画策定委員会設置条例をここに公布する。

甲斐市長

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する立地適正化計画の策定に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として甲斐市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 立地適正化計画の策定に関すること。
- (2) その他立地適正化計画策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から第2条に規定する所掌事務が終了するまでの期間とする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて補欠の委員を委嘱するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。